

第 105 回神戸市個人情報保護審議会 議事録

1. 日 時 令和 3 年 3 月 23 日（火）14 時 00 分～16 時 00 分
2. 場 所 神戸国際会館 9 階 901 及び 902 号室
3. 出席者
 - (1) 審議会委員（敬称略・五十音順）
荒川雅行、太田貞夫、小野裕美、柴田眞里、玉置久、西村裕三
 - (2) 実施機関の職員
経済観光局工業課担当係長
企画調整局つなぐラボ担当課長
企画調整局情報化戦略部担当課長
企画調整局情報化戦略部担当課長
福祉局高齢福祉課長
健康局健康企画課担当課長
健康局健康企画課担当課長
地方独立行政法人神戸市民病院機構法人本部経営企画室情報戦略課長 ほか
 - (3) 事務局の職員
市長室担当部長、企画調整局情報化戦略部担当課長 ほか
 - (4) 傍聴者
なし
4. 議 題
 - (1) 審 議
 - ①中小製造業投資促進等助成事業にかかる「補助金オンライン申請システム（J グランツ）」の導入について
 - ②本市で利用実績のあるソリューション・製品・サービスを用いた情報システムの追加について
 - ③with コロナ KOBE 応援プラットフォーム運営に伴うインターネット受付について
 - ④本庁舎内電話の市民対応の品質向上等に向けた通話録音について
 - ⑤福祉乗車証更新に伴う障害者手帳情報等の利用について
 - ⑥医療・介護データ等の連結解析について
 - ⑦肝炎ウイルス検査事業に伴う個別勸奨の実施について
 - ⑧神戸市民病院機構におけるマイナンバーカード等を用いたオンライン資格確認システムの導入について
 - ⑨参加者応募に係るインターネット受付システムの導入について
 - (2) その他
 - ①新たに個人情報等を電子計算機処理することについて（報告）
 - ②処理システムへの情報項目の追加について（報告）
5. 議事要旨
 - (1) 審 議

①中小製造業投資促進等助成事業にかかる「補助金オンライン申請システム（J グランツ）」の導入について

経済観光局工業課から、中小製造業投資促進等助成事業にかかる「補助金オンライン申請システム（J グランツ）」の導入について、条例第 11 条（電子計算機処理の制限）に基づき審議会へ諮問した旨、並びにその概要、効果、個人情報保護措置等について、審議会資料に基づき説明がなされた。

- 委 員 ただいまの説明につきまして、ご質問等ありましたらお願いします。
- 委 員 J グランツとありますが、これは経済産業省が行うサービスでしょうか。それともシステムを神戸市のサーバーの上に乗ってくるということでしょうか。
- 工 業 課 経済産業省が既に構築しているシステムでして、国、あるいは地方自治体が利用して、補助金のシステムをその中で作るということです。
- 委 員 それは分かるのですが、言いたいのは、このシステムのセキュリティは経産省が責任を持つのでしょうか。神戸市が責任を持つのでしょうか。
- 工 業 課 J グランツにつきましては、経産省が責任を持つことになります。
- 委 員 ということは、そこから神戸市にデータを持ってくるということですよ。J グランツは、ユーザー側とのインターフェイスがあります。そして、神戸市のインターフェイスがあります。ここは勝手ですよ。向こうがありますから。神戸市は責任を持つ必要はありませんよね。
- 工 業 課 はい。
- 委 員 多少なりとも J グランツから神戸市の方にデータを持ってくるということですよ。
- 工 業 課 はい。
- 委 員 それはどういうふうにセキュリティが保たれるのか。持ってきたデータを消去するかそのあたりはどういうふうになっているのでしょうか。そこには個人情報関係ないのでしょうか。
- 工 業 課 これを操作する端末は、市の職員が使っている事務処理用 PC になります。持ってきたデータは、市の LGWAN の環境に保存しまして、この事業が完了すれば、データを消去するということになります。そして、通信も

LGWAN の中で行いますので、データも神戸市のセキュリティポリシーに準じた形で扱います。

○委員 保証されているということですね。

○工業課 はい。

○委員 そういうことは、書類の中に書かれているのですよね。

○工業課 そうです。

○委員 ですから、ちゃんとやっていますということですね。そこが確認したかったところです。

○委員 他になければ、この諮問案件について、審議会としての答申の方向性をまとめたいと思います。中小製造業投資促進等助成事業にかかる補助金オンライン申請システム、J グランツの導入についてですが、中小製造業投資促進等助成事業の申請受付にあたり、経済産業省が開発した補助金申請システム、J グランツを導入し、公募から事業完了後の手続きをオンラインで可能とすることは、申請者の手続きの負担が軽減されるなど、市民サービスの向上が期待できること、個人情報の保護措置も徹底される予定であることから、本審議会の意見としては、「妥当」といたしたいと思います。

②本市で利用実績のあるソリューション・製品・サービスを用いた情報システムの追加について

企画調整局情報化戦略部から、本市で利用実績のあるソリューション・製品・サービスを用いた情報システムの追加について、条例第 11 条（電子計算機処理の制限）に基づき審議会へ諮問した旨、並びにその概要、効果、個人情報保護措置等について、審議会資料に基づき説明がなされた。

○委員 ただいまの説明につきまして、ご質問等ありましたらお願いします。

○委員 （異議なし）

○委員 この諮問案件について、審議会としての答申の方向性をまとめたいと思います。本市で利用実績のあるソリューション・製品・サービスを用いた情報システムの追加についてですが、既に答申を得て運用している類型 11 の本市で利用実績のあるソリューション・製品・サービスを用いた情報システムの構築について、対象となるソリューションパッケージとして新たに補助金申請システム、J グランツを追加することは「妥当」といたしたい

と思います。

③with コロナ KOBE 応援プラットフォーム運営に伴うインターネット受付について

企画調整局つなぐラボから、with コロナ KOBE 応援プラットフォーム運営に伴うインターネット受付について、条例第 11 条（電子計算機処理の制限）に基づき審議会へ諮問した旨、並びにその概要、効果、個人情報保護措置等について、審議会資料に基づき説明がなされた。

- 委員 ただいまの説明につきまして、ご質問等がありましたらお願いします。
- 委員 with コロナ KOBE 応援プラットフォームは、令和 2 年度の事業で、委託業者に委託して、市のシステムの外にホームページを作って今運用中ということでしょうか。
- つなぐラボ はい。
- 委員 その事業は一旦、年度で切れて、今見ると、次年度は別途公募されたみたいなのですが、現年度のもうすぐ終わる分の、ここに通すべきものを通していなかったから、あらためて、通したいというご趣旨でしょうか。
- つなぐラボ そうです。事業そのものは次年度も継続して行っていますが、システムで応募フォームから入力する受付方法を変えました。これまで行っていた運用について、諮問をさせていただくということです。
- 委員 8 月から 3 月までの今年度の事業分という理解でよいでしょうか。
- つなぐラボ はい。
- 委員 新年度からは別のやり方ということでしょうか。
- つなぐラボ はい。応募フォームで入力していただくのではなくて、事務局の方に問合せをしていただきます。
- 委員 3 月末までの制度の承認を求められておられるということですか。
- つなぐラボ はい。
- 委員 新年度は新しく事業者を募集していて、募集が済んだのかもしれませんがけれども。同じような事業をするけれども、新しく事業者を選び直して、スタートするので、今日の審議の対象は過去というか現在まで。ちなみに、4 月からのはどうなるのでしょうか。今日オッケーを出したとすると、4 月か

らのものは審議会にかかるのかどうか。同じものだから続きなのか。その辺はどうなのでしょう。何を審議するのか。次年度はどうなるのか。よく分からなかったので教えてください。

- つなぐラボ システム改修について、これまでクラウド上に個人情報を保存するというシステムを3月に改修しまして、もう既にシステム改修を済ませて、クラウド上には個人情報を保存しないことにしております。今後は、応援者や協力者から電子メールかお電話で、問い合わせをしていただくということに変更いたしますので、来年度につきましては、クラウド上に個人情報を保存することはございませんので、11条の諮問にはかからないということでございます。
- 委員 員 次年度からのしくみは11条の諮問にはかからないから、かける必要がないという理解でよいでしょうか。
- つなぐラボ はい。
- 委員 員 ちなみに、この期間のマッチングの実績はどうだったのでしょうか。
- つなぐラボ マッチングの実績は9件で、応募は29件です。
- 委員 員 具体的な成功例はありますか。
- つなぐラボ 最近の事例ですと、こどもの屋外で遊びに行く活動を、こどもの健全育成ですとか、体験活動を助成するために活動されている団体が、コロナで困っているひとり親家庭のこどもを対象に無料でアスレチックに連れていくイベントを企画してございまして、ひとり親家庭に情報をお届けするために、ひとり親家庭支援センターと協力をいたしまして、須磨離宮公園が場所の提供ということで協力をしてございまして、天気により実施できなかったんですけども、そのような枠組みで活動を行いました。
- 委員 員 個人情報の保護のところ、資料のP4のところシステム上の保護、運用上の保護について書かれておりますが、これは、去年の8月から現在までこのような形で運用してきたことが書かれているのでしょうか。ここに書かれていることは実施されてきたことでしょうか。
- つなぐラボ はい。
- 委員 員 あと、委託先との関係でも、公募をした上で、複数あれば審査をして、妥当なところにお任せしたと思うのですが、ここに書かれてあるような適切

な委託契約約款を付して厳格に管理されてきて、特に問題が起これなかったという理解でよろしいでしょうか。

- つなぐラボ はい。問題は起きておりません。
- 委員 システム的な話ですが、このシステムというのはP5の右側の点線の中でしょうか。個人情報なんらかのフォームに基づいて、CDSまで持って行くのですよね。その辺はセキュアなんですよね。神戸市はどこにいるのでしょうか。神戸市は委託事業者に任せているので関与しないのでしょうか。
- つなぐラボ 委託事業者と市の両者が運営事務局として関与しております。
- 委員 そうしたときに、神戸市または事務局の人が見るということは、どこにあるのでしょうか。この図はデータを入れているだけですよね。
- つなぐラボ このCDSに入っている情報を、見ることができるということです。
- 委員 それは、どういう形で、どういうふうに見て、その情報がどういった形で漏れないようになっているのかというところが、結構大事だと思うのですけれども。選ばれた人がパスワードを入力して見ることになるのでしょうか。図を描くのであれば、それも書いておいた方が良いでしょうか。きちっとやっていたということを、示しておいた方が良いでしょうか。
- つなぐラボ パスワードでログインすることになります。
- 委員 それがこのシステム図で、どこからログインするのか分からないので、図に書いておいた方がしっかりとやっていたよということが示せるのではないのでしょうか。
- つなぐラボ 分かりました。
- 委員 この諮問案件について、審議会としての答申の方向性をまとめたいと思います。with コロナ KOBE 応援プラットフォーム運営に伴うインターネット受付についてですが、新型コロナウイルスの感染拡大に伴い社会的、経済的に困っている市民等を支援するため、応援者や協力者の応募をインターネット受付で実施することは、応援したい人等の募集、さらにその協力者とのマッチングなど具体的な取り組みを迅速かつ正確に行えることになり、市民サービスの向上に資すると認められること、個人情報の保護措置も徹底される予定であることから、本審議会の意見としては、「妥当」といたし

たいと思います。

④本庁舎内電話の市民対応の品質向上等に向けた通話録音について

情報化戦略部から、本庁舎内電話の市民対応の品質向上等に向けた通話録音について、条例第7条（収集の制限）に基づき審議会へ諮問した旨、並びにその概要、効果、個人情報保護措置等について、審議会資料に基づき説明がなされた。

- 委員 ただいまの説明につきまして、ご質問等ありましたらお願いします。
- 委員 録音データの取り扱いについて、不当要求行為の録音及び録画に関する要領に基づきという記載があるのですが、その要領が見当たらず、見たいと思うのですが。確認させていただくことはできますでしょうか。どう除外されているのか分からなくて、理解ができないのですが。
- 事務局 （委員に資料を手渡し）
- 委員 これ、サーバーに録音しているわけですよね。サーバーにアクセスするのは権利がある、ないしはファイヤーウォールで簡単にはデータを盗れないという話ですが、システム上の保護のシステムへのログインとありますが、これは図のどこを指しているのでしょうか。
- 情報化戦略部 図で言いますと、左上にあります事務処理用PC。そこからのログインということになります。
- 委員 ということは、このシステムというのは、どの部分がシステムなんですか。そこがよく分からなかった。すなわち、サーバーがシステムなのか、ルーター等を含めてシステムなのか。
- 情報化戦略部 イメージとしては、クラウドPBXの専用線までと、本庁1号館に設置する機器と考えています。
- 委員 システムへのログインというのは、サーバーに繋がっているPCからしかできないのでしょうか。
- 情報化戦略部 そうです。
- 委員 サーバーへのログインということではダメなのではないでしょうか。システムとわざわざ言葉を変えなくても。
- 情報化戦略部 はい。

○委員 そうなるとシンプルになって、セキュリティで守られていますよというのが分かりやすい。ですからサーバーにした方がいいのではないのでしょうか。サーバーのみですよ。守るべきは。表現を訂正していただけますか。

○情報化戦略部 はい。

○委員 委員、先ほどの件はいかがですか。

○委員 はい。内容が確認できましたので大丈夫です。

○委員 この諮問案件について、審議会としての答申の方向性をまとめたいと思います。本庁舎内電話の市民対応の品質向上等に向けた通話録音についてですが、電話交換機の老朽化等に伴う機器更新にあたり庁内電話のモバイル化を行うとともに、庁内に通話録音サーバーを設置し、通話内容を録音することは、詳細なログ管理や分析により、通話待ち時間の発生を抑制するなど業務改善や市民対応の品質向上が期待でき、市民サービスの向上に資すると認められること、個人情報の保護措置も徹底される予定であることから、本審議会の意見としては、「妥当」といたしたいと思います。

⑤福祉乗車証更新に伴う障害者手帳情報等の利用について

福祉局高齢福祉課から、福祉乗車証更新に伴う障害者手帳情報等の利用について、条例第7条（収集の制限）、条例第9条（利用及び提供の制限）に基づき審議会へ諮問した旨、並びにその概要、効果、個人情報保護措置等について、審議会資料に基づき説明がなされた。

○委員 ただいまの説明につきまして、ご質問等ありましたらお願いします。

○委員 （意見等なし）

○委員 ご質問はございませんでしょうか。

○委員 この諮問案件について、審議会としての答申の方向性をまとめたいと思います。福祉乗車証更新に伴う障害者手帳情報等の利用についてですが、福祉乗車証の更新案内を行うにあたり、対象者の最新の住所を把握するため障害者手帳等の住所情報を利用することは、更新案内通知書をより確実に対象者に届けることが可能となるため、市民サービスの向上に資すると認められること、個人情報の保護措置も徹底される予定であることから、本審議会の意見としては、「妥当」といたしたいと思います。

⑥医療・介護データ等の連結解析について

健康局健康企画課から、医療・介護データ等の連結解析について、条例第7条（収集の制

限)、条例第 9 条 (利用及び提供の制限)、条例第 11 条 (電子計算機処理の制限) に基づき審議会へ諮問した旨、並びにその概要、効果、個人情報保護措置等について、審議会資料に基づき説明がなされた。

- 委員 ただいまの説明につきまして、ご質問等がありましたらお願いします。
- 委員 ここに委託先学術機関データセンター九州大学と出てくるのは、神戸市民に有効に活用するために何かまとめてもらってフィードバックするという前提での提供でしょうか。外に出すことはないですね。
- 健康企画課 データセンター機能として、あくまでもデータの管理を委託しているものです。あとは、ソフトウェアを開発してもらって、P32 の図の右側にあります解析結果を自動的に吐き出すプログラムの開発を委託しています。データセンターから実際に左側に矢印が、9 条の類型答申と伸びておりますけれども、この類型答申でデータを研究目的で研究機関に提供する際には、神戸市の倫理審査委員会で公益性があるものなのか、神戸市民にきちんと恩恵が返ってくるものなのかを審議して、倫理的にも法的にも問題がないと確認されたものに関してのみ、データを必要最小限に切り出して提供するという運用をしています。
- 委員 この諮問そのものに対する質問ではないのですが、医療介護等の連携解析の諮問と答申は、たくさん付け加わってだんだん増えていくという感じで、必要なことなんだろうと思ってはいるのですが、今回も諮問の数がすごく沢山分かれていて、いったい何がどう諮問されていて、どこが従前のもので何を見ればいいのか、こういう形のデータで流さないといけないということとあいまって、なかなか理解が簡単ではないといえますか、そんな気がします。委員の先生方もいきなり見せられても、これはいったい何を見ればいいのか、5 分や 10 分で判断できるのか、時間が経てば経つほど種類が増えていてわかり難くなりそうな、要するに P27 から P28 のあたりを見ると、大事なことが書いてあるようだと思いますが、難しいと思うのですが、審議の資料の提供の仕方を工夫していただけたらいいなと思っています。
- 委員 おっしゃる通り、複雑なシステムですね。
- 健康企画課 データの項目数が非常に多くて、ルール上省くことができないので、記載をしているわけなんですけど、今回ご検討いただくにあたって、大事なところは、例えば、P24 の上段のところの下線を引いておりますが、例えば、歯科健診の情報、また P25 の真ん中あたりに予防接種新型コロナウイルス、またその少し下に PHRID、後は救急隊の情報を新たに収集しております

ので、少し項目数が多いのですが、例えば、傷病者の情報であったり、搬送に係る情報、あとは心肺停止とってお亡くなりになった状態で発見された方の情報などを収集しています。これらが今回新たに集めるものになっています。

○委員 諮問が細かくいくつもあって、それがいったい何なのか。見ていくうちに、線が引いてあったりして、何かなと思ったところには何を見ればよかったのか分からなくなるというか。性質上、ウェブで一覧性がないものですから、仕方がない部分もあるんだろうし、正確に書く必要があるので、省くことができないことも分かるけれども、こんな感じだと事実上、ほんとに理解して了解しましたということがだんだん難しくなるような気がしております。ほんとにこれでいいのかしらというのが正直な疑問なんですけれども。だんだん見るたびに増えていって、自分は理解が出来ていないのではないかという疑問が膨らんできてしまっています。了承しましたと言っても、何を了承したのか分かっていないというところがある。かと言って、どうしたらいいのか提案ができないところはありますが。了承について渋ることはないのですが、何かちょっと、何とかならないのかなと。

○委員 非常にシステムが複雑になっていますので、我々それぞれいろんな専門家が集まっていますけれども、専門を超えるものもたくさん出てきたりしますが、委員がご指摘された点は理解できる気がします。審議会の運用の仕方を少し工夫する必要があるかもしれません。データをもう少し分かりやすく書いていただくとか、システムについて説明されているように見えるのだけれども、実際のところはよく分からないところもあって、実質的な審査をするということであれば、もう少し説明の仕方とか、資料を委員の皆さんに分かりやすいようにするなど、少し工夫していただければいいと思います。

○委員 諮問も何件かあるのですが、何が違ってこうなっているのかも並べてみることはできないので、どうしてこの数なのか、これだけ見てもなかなか分からないんですよ。おそらく何か理由があって、それぞれ分かれていると思うんですけれども、特に今回は量が多いのでつらいなど。

○事務局 審議会でご審議賜る項目につきましては、収集の制限の 7 条関係と目的外利用または提供の制限の 9 条関係、それから電子計算機処理の制限の 11 条関係の大きく 3 つございます。それらにつきましては、個人情報情報を合理的かつ限定的に運用していくということが大前提でございますので、そういった意味で収集あるいは目的外利用または提供等につきましては、こういった情報項目が収集されるのか、あるいは利用されるのかという視点で諮問をさせていただいているところでございます。確かに今回、これで三回

ほど諮問される中で、情報項目が非常に多岐にわたっておりまして、項目も増えているということでございます。もう一つですが、11条関係につきましても、電子計算機処理ということになりますと、セキュリティの視点でチェックいただくということになりますので、そういった点で系統図的なものを付けさせていただいて、個人情報の流れをご確認いただく、あるいは、ご審議いただくという形で整えておりますので、情報項目と情報の流れというのが、別々の形になりますけれども、今までこのような形で諮問の資料として、整えてさせていただいてきたということでございます。

○委員 これ、前も見えた覚えがあって、あえて前向きに言うとデータの収集ということは、ヘルスケアデータ連携システムというのは、全体でセキュアなシステムを作っている、いくつかの課を交えてということだと思っておりますが、今回、健康企画課とか保健課とかからデータの収集の制限というものに対して、PHRIDとか歯科健診のデータを収集するということは、これはおそらく、この図の端末のところにも他の課から持ってくるということですよ。ですから、主体が真ん中にある気がするんですね。ですから、この図だけを見ると収集が上の方に書かれているので、健康企画課で収集するのかもしれないふうに見えるのですが、そうじゃないですよ。セキュアなシステムの中でデータを持っています。それを我々が使いますという、ということですよ。

○健康企画課 そのとおりです。

○委員 全体としては既にシステムのセキュリティが保たれたうえで、動線を作るというだけですから、システム的には何の問題もなく、データの利用方法だと思っておりますので、こんなデータを使ってよろしいですかという諮問書の方が分かりやすいと思えました。それに関して、私は情報系ですので、そういう個人情報を取ってきていいのか、あるいは目的内目的外使用なのかというところの判断は十分にできかねるところはあるのですが、おそらく、研究目的というのか、データを貯めて分析してもらうために利用して、後は消すということでしょうから、問題はないのではないかなと思っておりますが、その辺、分かりやすくされた方がいいのかなと思えました。だんだん複雑になってきていますものね。我々毎回見ていませんので、なんとなくわかり難いように思います。

○委員 データに関しては、よく分からないんですけども、医療と介護と一般をデータをつなぐとても画期的ないいことだと思います。その中の小さな項目に関して、たばこやアルコール、メタボリックシンドロームなどがあるのですが、例えば、高齢者のところを見ると、フレイルとかの項目がないので、階層が違いますが、そういうところをはめ込んでいくと、医療や

介護や健康政策にとっても有用な画期的なデータになるかなと思いました。

- 委員 員 これは新たなデータを追加して解析しますよね。解析のソフトは新たに作られるということですよ。
- 健康企画課 今開発中のものも含めて、実例を出して言うならば、先ほどの歯の話で言いましたら、歯科健診の情報を解析ソフトに入力すると、真ん中の専用端末の中で処理されて、将来、要介護になりそうな人たちのリストが出されます。
- 委員 員 それは、他のデータと連結させたいという解析ということですよ。
- 健康企画課 そのとおりです。
- 委員 員 そのために新たにソフトを作ることでしょうか。
- 健康企画課 先ずは研究利用して、それを予測する予測モデルというのが研究の結果、何らかの形で出てくれば、その予測モデルをソフトウェアの中に組み込めば、そのようなことが実現可能になるということです。
- 委員 員 やはり、皆さんの指摘がありますけれども、真ん中のデータの解析というか解析結果というかがポイントとなってくるので、それがきちっと分かるような図にした方が良かったかなと思いました。
- 委員 員 もしできれば、全体像がどうなっていて、どう説明したらわかりやすいのかとか、できたらまた相談していただければと思います。内容に反対なわけではないので。
- 委員 員 今後の審議会の運営の在り方について、説明の仕方とか資料の分かりやすさとか、少しご検討いただきたいということでもよろしいでしょうか。
- 委員 員 この諮問案件について、審議会としての答申の方向性をまとめたいと思います。医療・介護データ等の連結解析についてですが、医療・介護データ等を連結して解析するにあたり、市民 PHR システムのデータと連結を可能にするため PHRID を収集すること、コロナウイルスワクチンの副反応等の研究のため HER SYS 情報やワクチン接種情報を収集すること、救急患者の適切な搬送先の選定や処置の研究のため救急搬送記録情報を収集することなど、新たなデータを収集することは、科学的根拠に基づく保健事業の推進に寄与するものであり、公益に資すると認められること、個人情報保護の保護措置も徹底される予定であることから、本審議会の意見としては、

「妥当」といたしたいと思います。

⑦肝炎ウイルス検査事業に伴う個別勧奨の実施について

健康局健康企画課から、肝炎ウイルス検査事業に伴う個別勧奨の実施について、条例第9条（利用及び提供の制限）、条例第11条（電子計算機処理の制限）に基づき審議会へ諮問した旨、並びにその概要、効果、個人情報保護措置等について、審議会資料に基づき説明がなされた。

- 委員 ただいまの説明につきまして、ご質問等ありましたらお願いします。
- 委員 図を付けていただけていますが、中に健康企画課があつて、左側は肝炎ウイルス検査を受けた人の情報が取り込まれると。それと住基の基本台帳データを委託業者にUSBで渡して、個別勧奨は業者に任せるのでしょうか。
- 健康企画課 検診を受けた方は個別勧奨の対象外になりますので、検診を受けた方のデータと対象年齢の方のデータを全て渡して、リストで消込みをして、対象外の方を除いた方に個別に勧奨します。
- 委員 データ処理して宛名ラベルを納品してもらうイメージでしょうか。
- 健康企画課 発送してもらいます。
- 委員 データをUSBで渡して、USBでもらって、委託業者はデータを消去するということですね。ですからオンラインではどこにもつながっていないということですね。
- 健康企画課 はい。
- 委員 他になければ、この諮問案件について、審議会としての答申の方向性をまとめたいと思います。肝炎ウイルス検査事業に伴う個別勧奨の実施についてですが、肝炎ウイルスの無料検査の個別勧奨を行うため、住基情報と肝炎ウイルス検査受診者情報を利用して、勧奨対象者を抽出することは、肝炎ウイルス検査の受診率の向上に寄与し、公益に資すると認められること、個人情報の保護措置も徹底される予定であることから、本審議会の意見としては、「妥当」といたしたいと思います。

⑧神戸市民病院機構におけるマイナンバーカード等を用いたオンライン資格確認システムの導入について

地方独立行政法人神戸市民病院機構法人本部経営企画室総務課・情報戦略課から、神戸市民病院機構におけるマイナンバーカード等を用いたオンライン資格確認システムの導入に

ついて、条例第 12 条（電子計算機処理の結合の制限）に基づき審議会へ諮問した旨、並びにその概要、効果、個人情報保護措置等について、審議会資料に基づき説明がなされた。

- 委員 ただいまの説明につきまして、ご質問等ありましたらお願いします。
- 委員 （質問等なし）
- 委員 この諮問案件について、審議会としての答申の方向性をまとめたいと思います。神戸市民病院機構におけるマイナンバーカード等を用いたオンライン資格確認システムの導入についてですが、医療機関において患者の資格情報の確認をマイナンバーカード等で可能とするため、厚生労働省が構築したオンライン資格確認等システムを導入し、機構が保有するシステムと支払基金・国保中央会が保有するオンライン資格確認等システムをオンラインで接続することは、確実な即時に資格情報を確認することにより、過誤請求の低減に寄与し、市民サービスの向上に資すると認められること、個人情報の保護措置も徹底される予定であることから、本審議会の意見としては、「妥当」といたしたいと思います。

⑨参加者応募に係るインターネット受付システムの導入について

事務局から、参加者応募に係るインターネット受付システムの導入について、審議会資料に基づき説明がなされた。

- 委員 ただいまの説明につきまして、ご質問等がありましたらお願いします。
- 委員 （質問等なし）
- 委員 この諮問案件について、審議会としての答申の方向性をまとめたいと思います。参加者応募に係るインターネット受付システムの導入についてですが、事務局案は、前回審議会において、委員よりご指摘があったとおり、今後は条例に即して適正に処理することなどを踏まえ作成されています。また、委員のご審議の結果も踏まえまして、本審議会の意見としては、本答申案を「妥当」といたしたいと思います。
- 委員 本日審議いたしました、16 件の諮問への答申文ですが、審議会としての方向性については結論が出ていますので、文言等の調整は、私に一任いただけますでしょうか。
- 委員 （異議なし）
- 委員 それでは、そのように処理させていただきます。

○委員 それでは、次に報告事項に移ります。

(2) その他

①新たに個人情報を電子計算機処理することについて（報告）

事務局から、神戸市個人情報保護条例第 11 条第 1 項及び第 2 項第 2 号に基づき新たに個人情報を電子計算機処理することについて、報告がなされた。

○委員 ただいまの報告について、ご質問等がございましたらお願いします。

○委員 （質問等なし）

②処理システムへの情報項目の追加について（報告）

事務局から、処理システムへの情報項目の追加について、個人情報保護条例第 11 条第 1 項関連の「個人情報を電子計算機処理することについて」類型に基づき、報告がなされた。

○委員 ただいまの報告について、ご質問等がございましたらお願いします。

○委員 （質問等なし）

○委員 それでは、これもちまして、第 105 回神戸市個人情報保護審議会を終わります。ありがとうございました。